

愛読者各位

株式会社日本法令 出版課

『〔3訂版〕精神疾患にかかる障害年金請求手続完全実務マニュアル』

お知らせ

障害年金の手続きの改正が下記のとおり決定しておりますので、お知らせいたします（参考通達：平成30年12月28日年管発1228第5号）。

記

1. 障害状態確認届の診断書作成期間の拡大（実施日：2019年8月1日）

【現行】指定日前1月以内に作成のもの ⇒ 【改正】指定日前3月以内に作成のもの

障害年金の受給権者が障害の程度の審査のために提出しなければならないこととされている障害の現状に関する診断書については、現行では受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（指定日）前1月以内に作成したものでなければなりません。この期間が「指定日前3月以内」に拡大されます。☞本書関連記述：266頁

2. 額改定請求の診断書作成期間の拡大（実施日：2019年8月1日）

【現行】請求日前1月以内に作成のもの ⇒ 【改正】請求日前3月以内に作成のもの

額改定請求を行う際には、現行では請求書を提出する日前1月以内に作成された診断書を添付しなければなりません。この期間が「請求日前3月以内」に拡大されます。☞本書関連記述：270頁

3. 20歳前障害基礎年金受給権者の障害状態確認届（診断書）の提出指定日の変更

（実施日：2019年7月1日）

【現行】対象年の7月末日 ⇒ 【改正】対象年の誕生月の末日

20歳前障害基礎年金受給権者の障害状態確認届（診断書）の提出指定日は、現行では対象年の7月末日ですが、これが「対象年の誕生月の末日」に変更されます。☞本書関連記述：266頁

4. 20歳前障害基礎年金受給権者の所得状況届の省略（実施日：2019年7月1日）

【現行】毎年7月に所得証明等を提出 ⇒ 【改正】市区町村等で確認できる場合は提出を省略

20歳前障害基礎年金受給権者は、現行では毎年7月に所得証明等の提出をしなければなりません。市区町村等で確認することができる場合にはこれを省略できるようになります。☞本書関連記述：266頁

以上